

厚生委員会議案説明資料

令和8年6月30日

件名	頁
1 第57号議案 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定の 締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第58号議案 債権の放棄について（生業資金貸付金債権）・・・・・・・・・・・・・・・・	3

(福祉部)

第57号議案説明資料

令和8年6月30日

件名	足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定の締結について						
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課						
内容	<p>1 概要</p> <p>以下の足立区介護保険事業者支援施設は、開設から33年を経過し大規模改修が必要であるため、現施設使用者である社会福祉法人聖風会と大規模改修工事に関する協定を締結する。</p> <table border="1" data-bbox="391 656 1445 824"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム扇</td> <td>東京都足立区扇一丁目52番23号</td> </tr> <tr> <td>高齢者在宅サービスセンター扇</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 協定内容</p> <p>(1) 協定の名称 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定書</p> <p>(2) 協定金額 1,000,000,000円(負担上限額)</p> <p>(3) 協定の相手方 東京都足立区花畑四丁目39番10号 社会福祉法人 聖風会 理事長 近藤 常博</p> <p>(4) 協定締結予定日 令和8年7月8日</p> <p>(5) 協定期間 協定締結の日から令和11年3月31日</p> <p>(6) 改修工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主要電源設備の架台への移設を含む電気設備工事 ② 屋上・外壁改修工事 ③ 給排水衛生設備工事 ④ 特養居室を含む内装工事 <p>3 今後の方針</p> <p>虚弱で高齢な入居者が生活している状態での居ながら工事となるため法人主導の工事とし、安全と健康に最大限配慮する。</p> <p>4 その他</p> <p>令和8年度支出予定額 337,891千円 (6月補正予算に計上予定)</p> <p>令和9年度～10年度支出予定額 673,709千円 (6月補正予算で債務負担設定予定)</p> <p>※ 上記については、大規模改修期間中の小破修繕費(5,000千円/年)を含む。支払いについては、別途負担金支払いに関する協定を法人と締結予定。</p>	名称	所在	特別養護老人ホーム扇	東京都足立区扇一丁目52番23号	高齢者在宅サービスセンター扇	同
名称	所在						
特別養護老人ホーム扇	東京都足立区扇一丁目52番23号						
高齢者在宅サービスセンター扇	同						

第 5 8 号議案説明資料

令和 8 年 6 月 3 0 日

件 名	債権の放棄について (生業資金貸付金債権)																
所管部課名	福祉部 福祉管理課																
内 容	<p>1 概要</p> <p>生業資金貸付金において、借受人は死亡、連帯保証人（借受人の相続人）は著しい生活困窮状態にあり、今後の返済が困難であることから、債権を放棄する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>足立区生業資金貸付金</td> </tr> <tr> <td>貸付決定日</td> <td>平成 1 2 年 8 月 9 日</td> </tr> <tr> <td>貸付理由</td> <td>借受人の生花販売業の車両購入資金</td> </tr> <tr> <td>貸付決定額</td> <td>2, 0 0 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>平成 1 3 年 4 月から平成 1 8 年 3 月末日まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>平成 2 7 年 2 月 1 7 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者</p> <table border="0"> <tr> <td>借受人</td> <td>足立区西竹の塚在住者、8 1 歳（死亡）</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>足立区竹の塚在住者、6 9 歳</td> </tr> </table> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 5 2 5, 3 0 7 円（元利金及び延滞金）</p> <p>3 経過</p> <p>別紙「生業資金貸付金「債権放棄」経過について」参照</p> <p>4 債権放棄の理由</p> <p>(1) 借受人は平成 2 7 年 7 月 2 日付で死亡。借受人の配偶者はすでに死亡しており、法定相続人は長男と二男。二男については、平成 2 9 年 8 月 2 日に相続放棄の申述がなされているため、長男が唯一の相続人である。</p> <p>(2) 連帯保証人は、法定相続人でもある借受人の長男。年齢は 6 9 歳、脊柱管狭窄症のため就労することができず、妻の収入のみで暮らしており、見るべき財産の所有はなく、連帯保証人と妻の世帯収入は生活保護基準額を 4 万円程上回る程度である。</p> <p>(3) 借受人はすでに死亡しており、連帯保証人は生活困窮状態にあることから、令和 7 年 1 2 月 2 5 日開催の「足立区債権等処理判定委員会」において、債権放棄が妥当との答申を得た。</p> <p>(4) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p>	種類	足立区生業資金貸付金	貸付決定日	平成 1 2 年 8 月 9 日	貸付理由	借受人の生花販売業の車両購入資金	貸付決定額	2, 0 0 0, 0 0 0 円	償還期間	平成 1 3 年 4 月から平成 1 8 年 3 月末日まで	最終納付日	平成 2 7 年 2 月 1 7 日	借受人	足立区西竹の塚在住者、8 1 歳（死亡）	連帯保証人	足立区竹の塚在住者、6 9 歳
種類	足立区生業資金貸付金																
貸付決定日	平成 1 2 年 8 月 9 日																
貸付理由	借受人の生花販売業の車両購入資金																
貸付決定額	2, 0 0 0, 0 0 0 円																
償還期間	平成 1 3 年 4 月から平成 1 8 年 3 月末日まで																
最終納付日	平成 2 7 年 2 月 1 7 日																
借受人	足立区西竹の塚在住者、8 1 歳（死亡）																
連帯保証人	足立区竹の塚在住者、6 9 歳																

5 今後の方針

本貸付金の新規貸付はすでに終了しており、令和4年度に特別収納対策課と協議し、全件の処理方針を決定した。これに基づき、引き続き適切な債権処理に努めていく。

6 「足立区債権等処理判定委員会」とは

区の債権回収を迅速かつ適切に行うため、足立区債権等処理判定委員会設置条例に基づき設置された区の附属機関。

委員構成は、学識経験者4名、民生・児童委員1名の5名から成る。

委員構成

	役職	職業等
学識経験者	委員長	弁護士
	副委員長	弁護士
	委員	大学教授
	委員	税理士
民生・児童委員	委員	

生業資金貸付金 「債権放棄」 経過について

1 貸付決定日

平成12年8月9日

2 貸付理由

借受人の生花販売業の車両購入資金

3 償還期間

平成13年4月から平成18年3月末日まで 全60回

4 徴収決定額及び返納済額、放棄する債権の額等

【①償還決定額】 2,020,307円

〈内訳〉ア (元金) 2,000,000円

イ (利子) 20,307円

【②償還済額】 495,000円

〈内訳〉ア (元金) 489,900円

イ (利子) 5,100円

【③放棄する債権額】 1,525,307円 (③=①-②)

〈内訳〉ア (元金) 1,510,100円 (③ア=①ア-②ア)

イ (利子) 15,207円 (③イ=①イ-②イ)

5 催告書送付履歴

年度	発行日	送付対象者
平成27年度	2月25日	連帯保証人
平成28年度	5月24日、12月14日、2月24日	連帯保証人
平成29年度	5月24日、12月14日、2月26日	連帯保証人
平成30年度	5月24日	連帯保証人

6 対応経過等

(1) 借受人

区は平成12年8月9日付で、借受人が江東区大島において個人で営んでいた生花店の車両購入資金として200万円を貸し付けた。当該貸付の連帯保証人は借受人の長男である。

借受人は償還開始当初から滞納し、区からの電話催告にもかかわらず、病気による入退院を繰り返していたことや生花店の売上げが減少していたこと等により約定による償還(月額33,673円)を一度も行わないまま、平成14年に生花店を閉店した。

その後、借受人との交渉により月額5千円の分納が約束され、平成15年10月に1万円が初回納付された。以降は平成27年2月まで、5千円から1万円の範囲で断続的に分納されたが、平成27年7月に借受人は死亡した。

(2) 連帯保証人

時期	対応項目	内容	結果
令和3年7月	債権差押命令申立	① 区が債権の存在確認の訴えを提起 ② 区の請求を認容する判決が確定 ③ <u>東京地方裁判所より債権差押命令が送付</u>	④ <u>連帯保証人の預貯金残高は803円と判明</u> ⑤ 取立てを進めても実益に乏しく、債権差押え手続きを取り下げ ⑥ <u>債権放棄の可否を債権等処理判定委員会に諮問する方針に変更</u>
令和3年9月3日	債権等処理判定委員会に諮問(1回目)	⑦ (⑥の結果) <u>債権放棄の可否を諮問</u>	⑧ 結果「 <u>反対</u> 」 ⑨ <u>債務整理の対象となっている総債権者数や総債権金額を確認すること</u>
令和4年1月14日	債権等処理判定委員会に諮問(2回目)	⑩ (⑨の結果) <u>債権者数は10件、金額は約2,700万円と判明</u> ⑪ <u>債権放棄の可否を諮問</u>	⑫ 結果「 <u>反対</u> 」 ⑬ <u>連帯保証人の近況(生活状況、収入状況等)を調査すること</u>
令和7年12月25日	債権等処理判定委員会に諮問(3回目)	⑭ (⑬の結果) <u>連帯保証人宅を訪問し本人と面会、近況を聴取</u> ⑮ 連帯保証人は破産費用の捻出が困難 ⑯ 世帯収入は生活保護基準をわずかに上回る程度 ⑰ <u>債権放棄の可否を諮問</u>	⑱ 結果「 <u>放棄妥当</u> 」

借受人の配偶者は既に死亡しており、法定相続人は長男（当該貸付の連帯保証人）及び二男であったが、二男については、平成29年8月2日に相続放棄の申述がなされているため、長男が唯一の相続人である。

連帯保証人に償還を促すため、平成27年度から平成30年度にかけて8回の文書催告を行ったが、連帯保証人は脊柱管狭窄症を発症し就労が困難になったことや、生業資金の他にも多額の負債を抱えていること等を理由に、一度も償還しなかった。

ア 債権差押命令申し立てを行うも、連帯保証人の預貯金残高が僅少

平成30年7月17日に、代々木総合法律事務所より、連帯保証人の債務整理に関する「受任通知」を受理した。しかし、連帯保証人の債務整理に向けた手続きが一向に進まなかったことから、令和2年12月に、区は連帯保証人を相手に東京地方裁判所にて当該貸付の債権の存在確認の訴えを提起し、令和3年1月27日に区の請求を認容する判決が言い渡された。

その後、区は債権差押命令を申し立て、東京地方裁判所より令和3年7月15日付債権差押命令が送付されたが、連帯保証人の取引銀行でありりそな銀行から東京地方裁判所に提出された陳述書により、連帯保証人の預貯金残高は803円であることが判明した。そのため、区は債権差押手続きを取り下げ、未償還額については、債権放棄の可否を債権等処理判定委員会に諮問することとした。

イ 諮問1回目（結果「放棄反対」→債務整理対象の総債権額等の確認が必要）

令和3年9月3日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問した結果は「反対」であり、連帯保証人の代理人弁護士に、債務整理対象となっている総債権者数や総債権金額を確認のうえ、次回再度付議することとされた。その後、代理人弁護士より、総債権者数は10件、総債権金額は約2,700万円である旨を聴取した。

ウ 諮問2回目（結果「放棄反対」→連帯保証人の近況等の確認が必要）

令和4年1月14日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認につき再度諮問した結果は「反対」であり、連帯保証人の近況等について、代理人弁護士を通じて追加調査が必要であるとされた。

エ 諮問3回目（結果「放棄妥当」→破産費用の捻出困難、世帯収入は生活保護基準をわずかに上回る程度）

令和5年2月6日に、代々木総合法律事務所より、連帯保証人の代理人弁護士の「辞任通知」を受理した。令和5年4月10日に、練馬・市民と子ども法律事務所より、連帯保証人の債務整理に関する「受任通知」を受理した。しかし、連帯保証人の債務整理に向けた手続きが進まず、令和7年11月11日に代理人弁護士に債務整理の進捗状況を確認したところ、連帯保証人との連絡を密に取れず、破産費用の捻出も難しいようで、それほど進行していない様子であった。なお、仮に破産免責になったとしても、現在の連帯保証人の状況では区への配当は見込めない旨を聴取した。

令和7年10月3日に連帯保証人宅を訪問し、本人と面会。連帯保証人の現在の生活状況について聴取した。連帯保証人は現在も無職で、見るべき財産の所有はなく、当該貸付を含む多額の債務について本人の資力で支払うことができない状況ではなかった。また、本人の生活は妻の収入に頼らざるを得ない状況で、本人と妻の世帯収入は生活保護基準額を4万円程上回る程度であった。仮に妻の収入が途絶えた場合は、生活保護の受給に頼らざるを得なくなることが想定されるため、令和7年12月25日開催の債権等処理判定委員会において再度、債権放棄議案の事前承認について諮問し、放棄妥当との答申を得た。

7 放棄事由

- (1) 借受人は死亡（平成27年7月2日）。借受人の唯一の相続人である長男は、当該貸付の連帯保証人。

- (2) 連帯保証人は、脊柱管狭窄症のため就労することができず、妻の収入のみで暮らしており、見るべき財産の所有はない。連帯保証人と妻の世帯収入は、生活保護基準額を4万円程上回る程度。
- (3) 借受人については、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第4号、連帯保証人については、同条例第14条第5号に該当するものとして、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、議決事件として債権を放棄する。

8 債務者の償還経過と区の主な対応

時期	対応内容	償還金納付状況
平成13年4月～ 平成15年9月	① 償還開始当初から滞納。納付を促すために、借受人に対して電話による催告を実施。 ② 平成14年に借受人が生花店を閉店。 ③ 借受人は病気による入退院を繰り返し、約定金額での償還が困難となる。	納付なし
平成15年10月～ 平成27年2月	① 借受人との交渉により、月額5,000円の分納約束。 ② 平成15年10月に初回納付(10,000円)。その後は、5,000円から10,000円の範囲で、断続的に分納が継続。	495,000円納付
平成27年3月～ 平成30年5月	① 平成27年3月以降の納付が途絶える。 <u>平成27年7月に借受人が死亡</u> 。 ② 償還者を連帯保証人に変更し、連帯保証人宛に8回の文書催告を実施。連帯保証人は脊柱管狭窄症を発症し就労が困難になったことや、当該貸付の他にも多額の負債を抱えていることを理由に、一度も償還せず。	納付なし
平成30年6月～ 令和2年11月	① 平成30年7月17日に代々木総合法律事務所より、連帯保証人の債務整理に関する「受任通知」を受理。 ② 連帯保証人の債務整理に向けた手続きについて進捗なし。	納付なし
令和2年12月～ 令和3年8月	① <u>令和2年12月に区は連帯保証人を相手に東京地方裁判所にて当該貸付の債権の存在確認の訴えを提起</u> 。 ② <u>令和3年1月27日に区の請求を認容する判決が確定</u> 。	納付なし

時期	対応内容	償還金納付状況
令和2年12月～ 令和3年8月	<p>③ <u>東京地方裁判所より令和3年7月15日付債権差押命令を受理。</u></p> <p>④ 連帯保証人の取引銀行から東京地方裁判所に提出された陳述書により、<u>連帯保証人の預貯金残高は803円であることが判明。</u></p>	納付なし
令和3年9月～ 令和3年12月	<p>① <u>令和3年9月3日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問した結果は「反対」。</u></p> <p>② 連帯保証人の代理人弁護士に、債務整理対象となっている総債権者数や総債権金額を確認のうえ、次回の判定委員会に再度諮問することになった。</p> <p>③ 代理人弁護士より、総債権者数は10件、総債権金額は約2,700万円である旨を聴取。</p>	納付なし
令和4年1月～ 令和5年1月	<p>① <u>令和4年1月14日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問した結果は「反対」。</u></p> <p>② 連帯保証人の近況等について、代理人弁護士を通じて追加調査をしたうえで、次回の判定委員会に再度諮問することになった。</p>	納付なし
令和5年2月～ 令和7年9月	<p>① <u>令和5年2月6日に代々木総合法律事務所より、代理人弁護士の「辞任通知」を受理。</u></p> <p>② <u>令和5年4月10日に練馬・市民と子ども法律事務所より、連帯保証人の債務整理に関する「受任通知」を受理。</u></p>	納付なし
令和7年10月～ 現在	<p>① <u>令和7年10月3日に連帯保証人宅を訪問し、現在の生活状況について聴取。</u></p> <p>② 連帯保証人は脊柱管狭窄症のため就労することができず無職。見るべき財産の所有はなく、当該貸付を含む多額の債務について本人の資力で支払ことができる状況ではなかった。</p>	納付なし

時期	対応内容	償還金納付状況
令和7年10月～ 現在	<p>③ <u>連帯保証人の生活は、妻の収入に頼らざるを得ない状況で、連帯保証人と妻の世帯収入は生活保護基準額を4万円程上回る程度。</u></p> <p>④ 令和7年11月11日に連帯保証人の代理人弁護士に債務整理の進捗状況を確認。現在も連帯保証人との連絡を密に取れず、破産費用の捻出も難しい模様。手続きはそれほど進行していない様子。</p> <p>⑤ 代理人弁護士より、仮に破産免責になったとしても、現在の連帯保証人の状況では、区への配当を見込むことができない旨を聴取。</p> <p>⑥ <u>令和7年12月25日に開催された債権等処理判定委員会において、債権放棄議案の事前承認について諮問した結果は「債権放棄が妥当」。</u></p> <p>⑦ <u>借受人については、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第4号「債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。」に該当する。</u></p> <p>⑧ <u>連帯保証人については、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第5号「債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、支払いが困難であると認められるとき。」に該当する。</u></p>	納付なし